



2025年3月14日

各位

会社名 株式会社シーティーエス
代表者名 代表取締役社長 横島 泰蔵
(コード番号：4345 東証プライム)
問合せ先 取締役 執行役員 横島 連
経営戦略本部長
(TEL. 0268-26-3700)

監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025年6月20日開催予定の当社第35回定時株主総会での承認を前提として、「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」に移行すること及びこれに必要な定款の一部変更を行うことについて、同定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

取締役会の監督機能を強化するとともに、より迅速な意思決定を可能にすることを目的として、監査等委員会設置会社へ移行することといたしました。

監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役が過半数を占める取締役会を組織するとともに、取締役会から業務執行取締役・執行役員への権限移譲を進めてまいります。これにより、経営の監督と業務執行を分離し、監督機能の強化とより迅速な意思決定を可能とすることで、さらなる企業価値の向上に努めてまいります。

(2) 移行の時期

2025年6月20日開催予定の第35回定時株主総会において、移行に必要な定款変更等について承認をいただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

2. 定款の一部変更

(1) 定款変更の目的

監査等委員会設置会社へ移行するにあたり、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除など、所要の変更を行います。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、別紙記載のとおりです。

(3) 変更の日程

定款一部変更のための株主総会開催日 2025年6月20日（金）予定

定款一部変更の効力発生日 2025年6月20日（金）予定

以上

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、次の機関を置く。</p> <p>(1) 株主総会</p> <p>(2) 取締役および取締役会</p> <p>(3) <u>監査役および監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第5条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、次の機関を置く。</p> <p>(1) 株主総会</p> <p>(2) 取締役および取締役会</p> <p>(3) <u>監査等委員会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第5条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第7条 (条文省略)</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 <u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第9条～第10条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第7条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><削除></p> <p>第8条～第9条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条～第16条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第10条～第15条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第17条 当社の取締役は、<u>10</u>名以内とする。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2～3 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第16条 当社の取締役は、<u>8</u>名以内とする。</p> <p>2 <u>前項の取締役のうち、監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第17条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。</u></p> <p>2～3 (現行どおり)</p>

<p>(取締役の任期)</p> <p>第 19 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>第 20 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 21 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 取締役会は、その決議によって取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ、取締役会長 1 名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第 23 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>第 24 条 (条文省略)</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第 18 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 増員または補欠として選任された監査等委員でない取締役の任期は、他の監査等委員でない在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>4 <u>補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第 19 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 20 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 21 条 取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員でない取締役の中から</u>代表取締役を選定する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員でない取締役の中から</u>取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ、取締役会長 1 名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第 22 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(業務執行の決定の取締役への委任)</p> <p>第 23 条 <u>当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第 24 条 (現行どおり)</p>
--	--

<p>(取締役の報酬等) 第 25 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 26 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の員数) 第 27 条 当会社の監査役は、4 名以内とする。</p> <p>(監査役の選任) 第 28 条 監査役は、株主総会において選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期) 第 29 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤監査役) 第 30 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知) 第 31 条 当会社の監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査役全員の同意があるときは、招集手続きを経ることなく監査役会を開催することができる。</p> <p>(監査役会規程) 第 32 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会で定める監査役会規程による。</p>	<p>(取締役の報酬等) 第 25 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>定める。</p> <p>第 26 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査等委員会</p> <p><削除></p> <p><削除></p> <p><削除></p> <p><削除></p> <p>(監査等委員会の招集通知) 第 27 条 当会社の監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集手続きを経ることなく監査等委員会を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会規程) 第 28 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査等委員会で定める監査等委員会規程</u>による。</p>
---	--

<p><u>(監査役の報酬等)</u> 第 33 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p><u>(社外監査役の実任者)</u> 第 34 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間で同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第 35 条～第 36 条 (条文省略)</p> <p><u>(会計監査人の報酬等)</u> 第 37 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第 38 条～第 41 条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: right;"><削除></p> <p style="text-align: right;"><削除></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第 29 条～第 30 条 (現行どおり)</p> <p><u>(会計監査人の報酬等)</u> 第 31 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第 32 条～第 35 条 (現行どおり)</p>
---	---